

第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画(案)

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	障害者計画・障害福祉計画 修正案
1			<p>平素は、お世話になっております。障害者計画についての、計画案につきまして、パブリックコメントに応募させていただきます。</p> <p>現在、わたくしの子供が、支援学校に在籍して、福祉サービスをありがたく利用させていただいています。</p> <p>ですが、学校も過密化の昨今、市としての作業所、児童デイなど、今後の想定を考えたも、現況の需要と供給のバランスにまだまだ追いついてないと思います。</p> <p>特に、作業所に関しては、まほろばの里のみで、子供の適正や通所の問題などを考えても、選択肢が狭いと感じています。 (柏市はNPO法人や、最近では市のバックアップで新しい施設も出来てきました)</p> <p>また、学校の生徒の内情を考えても、(ある程度の能力の線引きは致し方ないですが)就労と生活介護のボーダーラインが多いと思っています。 そのためには、ある程度利用者にとって、無理のない範囲での融通ができる施設が理想です。</p> <p>早急な新しい施設、もしくは定員の増員をお願いしたいと思います。</p> <p>先日、学校の活動で、千葉県内の研究大会に参加してきました。 そこでいくつか参考になる話がありました。</p> <p>I市では、福祉を語り合う会があるそうです。 地域の今後を、市長や市の職員と年に2～3回、語り合い、情報交換をしているそうです。 これは、ぜひ流山でも取り入れてほしいと思いました。</p> <p>施設の利用者も壮年層が多くなりつつありますが、親も歳を取ります。 なので、このようなパブリックコメントもなかなか認知されにくいですし、語り合いで、私たちのような若い(?)世代ももっと取り込んで、うまくいけば協力できるようになればと思うのです。</p> <p>長々になりましたが、以上の方、ご検討よろしく願いいたします。</p>	<p>市内のサービス事業所の状況については、以下の通りです。 児童発達支援や放課後等デイサービスの施設については、平成24年度から制度が始まって以降、現在市内に5か所あります。 5か所の内訳は、平成24年度に開設された「つばさ学園」(駒木台221-3)、「地域生活支援センターまほろば」(平和台5-694-5)、平成25年度に開設された「ひまわり南流山」(3-9-5)、平成26年度に開設された「Lei」(富士見台1-3-5)、「ナカミチ」(加1-1566-2)です。市内の施設には定員の空きがあります。また、市外の施設を利用している方もいます。</p> <p>作業所や生活介護や就労訓練施設については、まほろばの里を含めてP128からP130にあるとおり多数あります。 更に、就労訓練と生活介護のボーダーラインにある方についての対応も可能と考えます。必要に応じ、市の就労支援センターで訓練や実習を受けることができます。障害者支援課、障害者委託相談支援事業所、ケアプラン事業所等と情報交換していただき、ご本人の障害の状況にあった施設を利用させていただきたいと考えます。 地域において需要と供給のバランスを配慮し、利用者の状況にあったサービスが展開できるように、法人とも連携しながら整備していく予定です。</p> <p>ご意見を伺う機会として、本市では流山市障害者団体連絡協議会と、年に2回程度情報交換を行っております。また、特別支援学校の父母の皆様とは、各年度の初めに障害者支援課職員が出向き、制度の説明や情報提供の機会を持っております。市長や市職員との情報交換については、実施している例を研究して参りたいと考えます。</p>	無	

第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画(案)

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	障害者計画・障害福祉計画 修正案
2-1	P69 P72	第1章 計画策定にあたって 第2章 第3期障害福祉計画の評価	<p>意見1 (69ページ、72ページ) 高次脳機能障害が平成25年4月から障害者の範囲に入ったように読めるのですが、適切な表現に直していただけると嬉しく存じます。</p> <p>国会会議録を読んでも、平成11年3月15日の参議院国民福祉委員会の場で、西川きよし議員の質問に対して、当時の厚生省障害保健福祉部長が「身体障害を伴わない高次脳機能障害を含め、地域で生活する精神障害者及びその家族を支援する方策を講ずると」という観点から法案(精神保健福祉法の改正案)を提出させていただいている次第でございます」と答弁されていたことが分かります。</p> <p>また、第2次犯罪被害者等基本計画には、「厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づくサービスの対象であるという更なる周知を行う。」と明記されています。</p> <p>習志野市第3期障がい者基本計画・第3期障がい福祉計画(平成24年度～)では、「発達障がい及び高次脳機能障害がある人については、従来から精神障がいのある人に含まれてるものとして法に基づく給付の対象となっていることの周知を引き続き図っていきます。」と記されています。</p>	<p>P69 1 計画の策定の背景 5行目について改めます。</p> <p>P72 1 主な制度の変遷 (3)3行目について改めます。</p>	有	<p>修正前 「新たに発達障害、高次脳機能障害、難病を患っている障害者に対して、自立支援給付のサービスが利用できるようになりました。」 ↓ 修正後 「『制度の谷間』を埋めるべく、障害者の範囲に難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)が追加されました。」に改めます。</p> <p>修正前 「障害者の範囲に難病、発達障害、高次機能障害が追加されました。」 ↓ 修正後 「障害者の範囲に難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)が追加されました。」に改めます。</p>
2-2	P39	第1章 啓発・広報の充実	<p>意見2 (第2編「第1章 啓発・広報の充実」) 昨今策定された国の障害者基本計画において「発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等について、国民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る」とされています。 高次脳機能障害について「正しい知識の普及・啓発」を具体的にどのような形で行うか明記してください。</p> <p>例えば、習志野市では、昨年度と今年度の12月の広報紙(広報習志野、2013年12月1日号・2014年12月1日号)で他の障害と共に、高次脳機能障害についてもその障害像について周知を図っています。</p>	<p>P39 第2編第1章 啓発・広報の充実 1 啓発活動の充実について</p> <p>P27 第4章計画の目標 1 計画の基本理念14行目において、障害者に発達障害、高次脳機能障害も含まれることとしています。</p> <p>障害には身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、高次脳機能障害を含めその種別や程度も多様です。全ての障害種別ごとに具体的啓発方法を記載することは困難なことから、本計画においては対象となる障害者全体の啓発について示させていただきます。</p> <p>障害にはその種別や程度も多様であることから、P39 を改めます。</p>	有	<p>P39 1 啓発活動の充実の1行目 修正前 「全ての人に障害者に関する理解と認識を深める必要があります。」 ↓ 修正後 「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、高次脳機能障害、難病等その種別や程度も多様であることについて、全ての人が障害者に関する理解と認識を深める必要があります。」に改めます。</p>

第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画(案)

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	障害者計画・障害福祉計画 修正案
2-3	P39	第1章 啓発・広報の充実	<p>意見3 (第2編「第1章 啓発・広報の充実」) 高次脳機能障害などの啓発については、啓発前後の効果が数字で分かる形で実施することを明記してください。</p> <p>例えば、茅ヶ崎市や春日部市では、市民の障害への理解度の調査を実施しており、高次脳機能障害の理解度・認知度が低いことを数字で示しております。</p> <p>http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_progect/_paje_/001/009/053/260520siryou8.pdf</p> <p>茅ヶ崎市 平成25年度 第3回市政モニターアンケート結果概要 障害のある方への理解に関するアンケート(障害福祉課) 障害の認知 高次脳機能障害 59%</p> <p>http://www.city.kasukabe.lg.jp/shougai/kenkoufukushi/fukushi/keikaku/shougaisha/DOCUMENTS/shiryohen.pdf</p> <p>(第3期)春日部市障害者計画 障がい者への理解度(一般市民の評価) 高次脳機能障がい者 理解されている・おおむね理解されている 15.2% 理解されていない 45.1% 一般市民の障害の周知度 高次脳機能障害 障害の内容や特徴を熟知している 3.9% ある程度障害の内容や特徴を知っている 12.2% 障害の名称だけは聞いたことがある 35.1% 知らない 36.1% 無回答 12.7%</p>	<p>P39 第2編第1章 啓発・広報の充実 1 啓発活動の充実について</p> <p>平成25年12月～平成26年1月に実施した流山市障害者計画アンケート調査において、障害者のみなさんの負担にならないことと、回答を引き出しやすくするため、質問項目が多くなりすぎない工夫をしました。そうしたことから、高次脳機能障害に特化した理解・認知度についての調査項目は含まれていないことから、今計画に数値による明記は難しいものと考えます。</p> <p>しかしながら発達障害や高次脳機能障害に対する市民の理解については、ご指摘のとおりまだ低いものと推察されます。</p> <p>そうしたことから、市民において認知度がまだ低いとされる障害の啓発については、引き続き取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>また、次期計画においてそうした認知度が低い障害についてアンケート項目に加えられるか検討します。</p>	無	
2-4	P65	第6章 保健・医療の充実	<p>意見4 (第2編「第6章 保健・医療の充実」) 高次脳機能障害の早期発見・早期診断を、施策の一つとして計画に盛り込んで下さい。</p> <p>人口約7万5千人の国立市の場合、平成23年度に非常勤で高次脳機能障害支援員を配置したことにより、今年6月12日の国立市議会定例会において健康福祉部長が「本年4月末現在、おおよそ60名の方々を高次脳機能障がい者として把握しており、支援をしている現状」と答弁されています。</p> <p>高次脳機能障害の早期発見・早期診断を施策に盛り込んで、当事者の方を手帳制度に速やかに繋げる仕組みづくりをすることを明確にして下さい。</p> <p>特に、脳血管疾患が原因で高次脳機能障害となった方の場合、40歳以上の方は原則として介護保険制度の利用が優先されます。これらの方は、精神障害として診断されなければ、障害年金につながらず、併用できる障害者総合支援法のサービスを受けることができません。</p>	<p>P27 第4章計画の目標 1計画の基本理念において、障害者には、発達障害、高次脳機能障害も含まれるものとしています。</p> <p>そうしたことからP65 第2編第6章 保健・医療の充実 1健康づくりの推進においても同様に、全ての障害を対象として早期発見早期診断に繋げるものとして発達障害、高次脳機能障害も含まれるものとご理解ください。</p> <p>当事者の方を手帳制度に速やかに繋げる仕組みづくりにつきましては、脳血管疾患が原因で高次脳機能障害となった場合も含め、まず何より最初に相談していただける相談窓口の充実と、市民にその存在を知っていただく周知が大切と考えます。</p> <p>P48～P49の1相談支援体制の充実において、障害者支援課以外の身近な相談支援窓口を市内に3カ所設置することで、手帳の取得を含めた福祉サービス利用について、全ての障害者への早期の相談に乗れる仕組みを目指しています。</p> <p>一般相談支援事業所として ①西深井地域生活支援センター「すみれ」(北部地区) 西深井390-1 TEL&FAX04-7154-6202</p> <p>②相談支援センター「まほろば」(中部地区) 野々下1-319 TEL04-7196-7803 FAX04-7147-2680</p> <p>③平成27年4月から南流山(南部地区)に1カ所開設予定。名称未定。</p>	無	

第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画(案)

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	障害者計画・障害福祉計画 修正案
2-5	P39 P65	第1章 啓発・広報の充実 第6章 保健・医療の充実	<p>意見5 (第2編「第1章 啓発・広報の充実」「第6章 保健・医療の充実」) 脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援を念頭に、「介護保険担当課と障害福祉担当の連携を強め、切れ目のない支援に取り組むこと」を明記して下さい。</p> <p>西東京市の現行の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)には、以下のよう一文が入っております。「高齢者保健福祉計画の推進に向けて、福祉部高齢者支援課を中心に関係部署と協力をしながら施策の推進に努めます。特に若年性認知症を含む第2号被保険者への支援では、高齢者支援課と障害福祉課の連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。」</p> <p>なお、平成25年度第5回練馬区介護保険運営協議会会議要録には、以下のような記述がございます。 「一見認知症のように見えるが、実は高次脳機能障害ということもある。練馬区介護サービス事業者連絡協議会の通所介護分科会では、年に数回、事例検討会を開催しているが、高次脳機能障害のケースは若年性認知症よりも多いと思う。」</p> <p>http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/koreisha/kaigohokenunei/dai5ki/5kaigounkyou.files/5-kaigiyouroku.pdf</p> <p>今年春に出された兵庫県社会福祉協議会の広報紙「ひょうごの福祉4月号」にも、「若年性認知症は高次脳機能障害と混同されやすい。医療関係者が診断基準を勉強する機会も必要ではないか」という意見が、権利擁護部会(3月10日開催)で出たことが紹介されています。</p> <p>http://www.hyogo-wel.or.jp/dl/2014_04.pdf</p>	P65 第6章保健・医療体制の充実 1 健康づくりの推進 52「医療福祉サービスの充実」の項目について追記します。	有	「障害者や介護者のニーズに的確に対応するためには、保健医療と福祉サービスの連携が必要であることから、保健医療及び介護保険の関連機関及び部署との連携強化を図ります。」を追記します。
2-6	P48	第2章 生活支援サービスの充実	<p>意見6 (第2編「第2章 生活支援サービスの充実」) 計画に、高次脳機能障害の方への具体的な支援策を明記して下さい。</p> <p>昨年策定された国の障害者基本計画において「発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等について、国民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る」とされています。</p> <p>例えば、国立市では、国立市障害者センター内のスペースを利用して、高次脳機能障害の方に対し、作業療法等のリハビリテーションの提供と当事者間が情報交換できるサロンを今年7月23日に開設しています。 (第3回国立市議会定例会(平成26年9月1日)市長答弁より)</p> <p>習志野市第3期障がい者基本計画・第3期障がい福祉計画(平成24年度～)では「高次脳機能障がいに対する支援体制の充実」という項を設け、「高次脳機能障がいに関わる相談の充実の実施など、家族を含めた相談体制を整備」すること、「個々の状況に応じたサービスの提供や、必要なサービスの提供体制を整備していく」ことが記されています。</p> <p>高次脳機能障害についての具体的な支援策を流山市においても障害者計画のなかに盛り込んでいただければ嬉しく存じます。</p>	P48 第2章 生活支援サービスの充実においては、特定の障害名に着目し列挙した場合、列挙されない障害が除外される危険性があることを考慮し、また、障害福祉サービスはすべての障害者に対する包括的なものであるべきという趣旨から、ある特定の障害にだけ特化した支援策を本計画に明記することはしないこととしています。	無	

第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画(案)

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	障害者計画・障害福祉計画 修正案
3-1	P66	第7章情報・コミュニケーションの推進 1 情報バリアフリー化の促進	第5次流山市障害者計画案 第7章 情報・コミュニケーションの推進 1 情報バリアフリー化の推進 施策の展開 ●66ページ表内の53 IT 利用の推進の「事業内容と目標」 ろう者の場合、パソコン講習会等受講の際、手話通訳者同伴が必要不可欠です。可能でしょうか。 □	現在、聴覚、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図る目的としてコミュニケーション支援事業を実施しています。パソコン講習会等の受講の際は、この制度を活用下さい。 連絡先 身体障害者福祉センター 東深井498-30 TEL7155-3638 FAX7153-3437	無	
3-2	P67	2 コミュニケーションの充実	●67ページ 表内の57 手話・要約筆記の普及の「事業内容と目標」障害者支援課職員にも手話講習会等に積極的に参加していただきたいです。ろう者への窓口での対応がスムーズに行われることが一番の目標です。	現在、聴覚障害者への福祉サービスとして、市役所に手話通訳者を設置し、市役所での相談や手続き等の際に通訳業務を行っています。今後は、職員を対象とした手話講習会を実施するよう検討します。	無	
3-3	P102	②「コミュニケーション支援事業」	第4期流山市障害福祉計画案 102ページ ②「コミュニケーション支援事業」 ●設置手話通訳者の見込量が平成27度から現行の1名に1名増員して2名に、また、週3日を週5日になることを是非お願いいたします。	コミュニケーション支援事業の手話設置事業については、聴覚障害者等へのサービスが低下することの無いように努めます。	無	
3-4	P102	②「コミュニケーション支援事業」	●手話通訳者派遣も要約筆記奉仕員派遣も3か年計画で1名ずつ増やすことに賛成いたします。	コミュニケーション支援事業を利用する聴覚障害者等が、今後増加が見込まれることから各養成講座を実施し、登録者の増員に努めます。	無	
4-1	P28	第4章 計画の目標 2 計画の基本方針 (2)生活支援サービスの充実 ⑤	第5次障害者計画への要望と一部質問です 1)第5次障害者計画、p. 28、(2)生活支援サービスの充実、⑤“在宅での生活の充実を図るため、ホームヘルプサービス事業の人材確保を推進します”となっていますが、 第4次障害者計画では、p. 20、(2)生活支援サービスの充実、第5項が“在宅での生活の充実を図るため、各種手当などの経済的支援とホームヘルプサービス事業の人材確保を推進します”となっています。第5次計画にも同様に下線部をうたって下さい。 尚、下記2点ご教示願います。 * 第4次計画の中の下線部を、第5次計画中に取り込まなかった理由。 * 下線部の“各種手当など”は何を指すのか？(具体的手当名も含め)	(1) P28では、計画の基本方針を表題として、(2)生活支援サービスの充実について載せたものであり、ご質問の“各種手当など”については、生活支援サービスとは性質が異なることから第5次障害者計画では削除しました。 第4次障害者計画での“各種手当など”については、市福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が挙げられます。	有	P33 ④について 修正前 「住宅改造の助成、各種手当や補装具・日常生活用具の支給、ホームヘルプサービス・ショートステイサービスの充実。」 ↓ 修正後 「住宅改造の助成、各種手当や補装具・日常生活用具の支給、ホームヘルプサービス・ショートステイサービスの充実。」に改めます。 P53 30在宅福祉サービスの充実について 修正前 「障害者の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスやその他障害福祉サービスの充実に努めます。」 ↓ 修正後 「障害者の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、市単独による障害福祉サービスの提供に努めます。」に改めます。
4-2	P33	4 主要課題の推進 (2)生活支援サービスの充実 ④	2)第5次障害者計画、p. 33、 ④事業名：在宅サービスの充実、事業の内容及び目標 住宅改造の助成、各種手当や補装具・日常生活用具の支給、ホームヘルプサービス・ショートステイサービスの充実となっていますが、この項の下線部“各種手当”は何を指すのか(具体的手当名も含め)ご教示願います。以上	上記と同様になります。	有	上記同様になります。

第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画(案)

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	障害者計画・障害福祉計画 修正案
5-1	P98	〈見込量確保の方法〉の3番目	<p>・日中系サービスの見込みについて</p> <p>生活介護施設が、来年度2→3と増設する見込みとのことですが、精神障害者の為の生活介護施設が来年度をめどに新設されると聞いております。</p> <p>P98に、知的障害者(重複障害者を含む)施設、つつじ園60名、コスモス10名が確保されており、今後は更に10人が利用できる施設の整備…とありますが、現在計画中の精神障害の方の生活介護施設とは別に予定されているということなののでしょうか？</p>	<p>障害者総合支援法に基づく生活介護施設は、基本的には障害の種類に関係なく通所できる施設となっております。本市では、P98に記載のとおり10人程度が利用できる生活介護施設の増設を考えています。</p>	無	
5-2	P20	(1)特別支援学校等学年別在籍者数の合計欄	<p>P20に「特別な支援を要する児童、生徒」の状況がありますが、毎年10名程の特別支援学校の卒業生が確実に見込まれています。現状、特別支援学校に小学部、中学部から通学されている児童、生徒の多くが、卒業先の進路として生活介護施設通所を選択しています。</p> <p>特別支援学校卒業生と言っても、重複障害だったり、強度行動障害だったり…抱える障害は様々です。</p> <p>現存する(福)まほろばの里で、一つの建物に多種多様な障害を抱える方々60名あまりが通所するのは、かなり厳しい環境だと思われます。</p> <p>また、流山市で支援を要する子どもたちの状況(人数、障害の程度)はきちんと把握されているようですから、今後必要となる通所の設備を、必要となる子どもたちが将来行き場がなくなるような形で、予算編成して計画的に施設を増やして頂けたらと思います。毎年確実に10名あまりの生徒の進路先として通所施設が必要になることを考えて計画作成をお願い致します。</p>	<p>特別支援学校の卒業生の行き先については、必ずしも生活介護施設ではありません。</p> <p>本人の適性によっては、就労訓練を目的とした就労継続B型施設の利用、障害者の社会適応訓練等行う日中一時支援サービスや創作活動等を行う地域活動支援センターの利用等の選択もあります。</p>	無	
5-3	P112	③「放課後等デイサービス」の見込量の表	<p>・放課後等デイサービスについて</p> <p>支援が必要な児童、生徒の増加に伴い、当該施設が増えてきているのはありがたいことだと思いますが、実際、利用の問い合わせをすると「排泄が自立していること」「歩けること」「問題行動がないこと」など、重度障害児に対応できる施設は殆どなく、とても残念に思います。</p> <p>乱立するのではなく、きちんと支援できる施設が必要だと思います。</p>	<p>現在、市内には放課後等デイサービスとして下記の4か所があります。いずれの施設も「排泄が自立していること」、「歩けること」、「問題行動がないこと」を受け入れの条件にはしていません。今後も障害の状況に応じた支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援センターまほろば」(平和台5-694-5) ・「ひまわり南流山」(南流山3-9-5) ・「Rei」(富士見台1-3-5) ・「ナカミチ」(加1-1566-2) 	無	
5-4	P78	キ 短期入所(ショートステイ)の説明文および表中の実人数/月	<p>・短期入所について</p> <p>ここ数年、利用者が微増と記載がありますが、ニーズがないのではなく、利用できる施設が殆どないからです。「入所から地域へ」ということですが、地域での生活を支える制度、施設の数、質が脆弱です。地域で生活するために必要な社会資源をしっかりと検討して頂けたらと思います。</p>	<p>現在市内には、社会福祉法人まほろばが運営する短期入所施設があります。本市としましては、P53、P98に記載しているとおり、今後とも短期入所利用者の増加に対し、短期入所施設の整備を促進していきます。</p>	無	
5-5	P95~	自立支援給付及び地域生活支援事業の見込量確保の方法全般	<p>●施設が増えて欲しいのはもちろんですが、支援する人材なくしては成り立たないと思います。専門的な支援をするには、育成も必要ですし、ボランティア精神だけでできるような仕事ではないと感じています。障害者を支える支援者の充実なくして、障害者のより良い生活はありえないと痛感します。よりよい支援ができるような、人的予算についてもご検討頂きたいです。</p>	<p>施設の人材の育成に関しましては、基本的には施設が行うことですが、P37に記載している流山市地域自立支援協議会を活用して、研修会や講演会を開催し人材育成に努めます。また、県や国、団体等で実施される研修や講習会の情報について提供します。</p>	無	